

## 共済組合短期給付における附加給付の見直しについて

- 文部科学省共済組合では、組合員とその家族の病気、けが、出産、死亡、休業等に対して給付を行う短期給付事業を実施しています。短期給付事業には、法律に基づく法定給付のほか、組合の財政状況や組合員へのサービスの向上の観点から法定給付に上乘せして実施する附加給付があります。
- 附加給付については、これまでも民間の健康保険組合等の状況を踏まえて実施をしてきたところですが、今般の医療保険制度を取り巻く情勢は厳しく、民間においては附加給付の見直しが行われています。このたび、共済制度を所管する財務省から全ての国家公務員共済組合に対し、健康保険組合との均衡等を踏まえ、附加給付の内容を以下のとおり見直すよう要請がありました。
- 文部科学省共済組合としては、組合の財政が厳しい状況であること、附加給付の財源に国費（事業主負担分）が投入されていること、民間の健康保険組合との均衡等を考慮する必要があること等から、見直しを行うことはやむを得ないものと考えており、以下のとおり見直す方向で検討しておりますことをご知らせいたします。

附加給付の種類	現 行	見直し内容
一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	自己負担限度額 25,000 円	標準報酬月額 530,000 円以上の組合員の自己負担限度額を改定 25 年 10 月～ 30,000 円 26 年度～ 40,000 円 27 年度～ 50,000 円  (標準報酬月額 530,000 円未満の組合員の自己負担限度額は現行通り)
合算高額療養費附加金	自己負担限度額 50,000 円	標準報酬月額 530,000 円以上の組合員の自己負担限度額を改定 25 年 10 月～ 60,000 円 26 年度～ 80,000 円 27 年度～ 100,000 円  (標準報酬月額 530,000 円未満の組合員の自己負担限度額は現行通り)
傷病手当金附加金	法定給付後、資格喪失日の前日 又は休職から 3 年まで	25 年度～ 法定給付後、資格喪失日の前日又は 12 月まで 26 年度～ 法定給付後、資格喪失日の前日又は 6 月まで
結婚手当金	80,000 円	25 年度～ 40,000 円 26 年度～ 廃止
出産費附加金 家族出産費附加金	(なし)	26 年度～ 40,000 円
弔慰金附加金 家族弔慰金附加金	弔慰金又は家族弔慰金と合算して 270,000 円を保障	25 年度～ 廃止
入院附加金	5 日以上入院につき 10,000 円	25 年度～ 廃止

※それぞれの附加給付の内容については、共済のしおり（平成 24 年版）をご覧ください。